第３次静岡市市民活動促進基本計画
（案）

静　岡　市

目　　次

第１章　計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　策定までの経緯
　２　市民活動の現況
　３　市民活動をめぐる動向
　４　第２次計画の検証
　（１）第２次静岡市市民活動促進基本計画における指標の推移
　（２）第３次静岡市市民活動促進基本計画における指標の設定
第２章　第３次計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１　計画の基本理念
　２　８年後の目指す姿
　３　施策の柱
　４　計画期間
　５　計画の位置づけ
　６　第３次静岡市市民活動促進基本計画　体系図
第３章　施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　１　知らせる（交流の場づくり）
　（１）市民活動センターの機能強化
　（２）多彩な参加の場づくり
　２　やってみる（市民活動への参画の促進）
　（１）市民活動を広げるための取組
　（２）市民活動の楽しさを知ってもらうための取組
　３　深める（市民活動団体の自立を支える環境づくり）
　（１）優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組
　（２）市民活動団体の運営を支援する取組
　４　つながる（協働事業の促進）
　（１）市民活動をつなぐための取組み
　（２）相互の理解を深める協働事業提案制度の充実
第４章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　１　計画を推進する体制の整備
　（１）市民活動促進会議
　（２）市民活動推進員
　（３）市民活動の促進に関する職員研修の充実
　（４）市民活動促進協議会の機能充実
　（５）国・県等関係機関との連携
　２　拠点の整備
　３　計画の進ちょく状況の点検及び情報公開
　４　計画の見直し
用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

第１章【計画策定にあたって】

１　策定までの経緯

静岡市では、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動することで、社会的課題の解決に貢献し、市民自治によるまちづくりを実現するため、平成19年４月１日に「静岡市市民活動の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。条例では、市民活動の基本理念及びその促進の基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするための基本的事項を定めています。

この条例に基づき、平成20年３月には「静岡市市民活動促進基本計画」（平成20年度～平成23年度）を策定し、様々な市民活動を促進する施策に取組み、その代表的な施策の一つとして、市民活動に取組むＮＰＯ法人などの市民活動団体をサポートするため、すでに設置されていた清水市民活動センターに加え、新たに番町市民活動センターを増設し、身近な活動拠点としてご利用いただいております。

また、平成24年３月には「第２次静岡市市民活動促進基本計画（以下、「第２次計画」という。）」（平成24年度～平成26年度）を策定し、様々な施策に取組むことで、「市民活動センター利用登録団体数」、市と市民活動団体との「協働事業数」等が増加し、市民活動を着実に推進することができました。

なお、平成25年７月に条例第９条に規定する静岡市市民活動促進協議会（会長大西富士夫氏）に対し、市長からの第３次計画策定に関する骨子について諮問し、平成26年９月に答申を受けています。

この答申に基づき、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画として、本計画を策定しています。

２　市民活動の現況

第２次静岡市市民活動促進基本計画（H24～26 年度）においては、市民活動センターを中心として中間支援機能を強化し、市民活動団体の育成・支援に努めてきました。その結果、市民活動の代表的な担い手である「ＮＰＯ法人の認証数」が順調に伸びており、このことから本市における市民活動が年々盛んになっていると言えます。

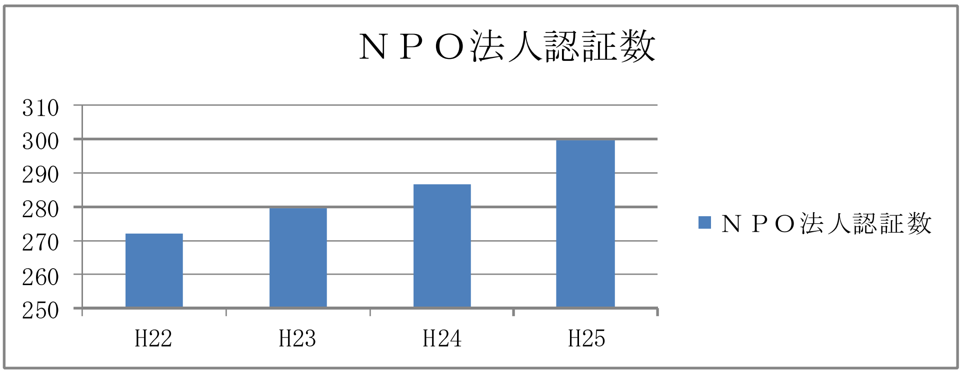

３　市民活動をめぐる動向

静岡市が、平成 25 年度実施した市民活動団体実態調査からは、「市民活動団体の活動上の課題」として、リーダーや後継者不足、会員の高齢化や男女・世代間の片寄り、会員不足など人的課題や、活動資金不足といった財政的課題があげられています。

また、行政・他の市民活動団体・企業と協働事業を実施したことのある市民活動団体は、約 55％ありました。協働の効果として、単独で実施するより「効果が高い」、「信頼が得られた」、「広報啓発ができた」といったメリットがあげられています。

このことから、協働事業を実施したことのある団体のうち、今後も協働事業を実施したいかという問いに対し、90％を超える団体が今後も協働事業を実施していきたいと答えています。

市民活動団体の活動上の課題

項　　目	割合（%）
リーダーや後継者が育たない	16.5%
活動資金が不足している	15.8%
会員の高齢化、世代・男女比の片寄り	15.4%
特定の個人に責任や作業が集中する	15.0%
新しい会員が増えない	14.3%
その他少数意見	23.0%
合　　計	100.0%

これらの現状から市民活動団体をめぐる課題として、「組織力強化」が求められていると言えます。これまでは団体の数を増やすことが、市民活動を推進する上で重要な基準でしたが、団体が活動を広め、深めていくためには、活動の質や団体の法務・財務・労務に関する能力も求められております。

また、活動内容に加え自ら組織を維持する力も重要視されてきています。

さらに２次計画を推進する中、本市の市民活動に関する新たな課題として、次の４点が浮き彫りとなりました・

課題１　市民活動の交流の場の創出を行う必要がある

・市民活動について「知る機会」が不足している。
・市民活動団体同士の「つながり」が不足している。
・市民活動センターの情報発信、交流等に関する機能の充実が求められている。

課題２　市民活動に参加しやすい環境整備を行う必要がある

・市民活動を始める際、ためらいを感じてしまうことがある。
・市民活動に対する信頼度がまだまだ低い。
・開かれた市民活動団体の組織運営が求められている。

課題３　市民活動団体の組織力強化を行う必要がある

・市民活動団体の組織基盤が脆弱である場合が多い。
・優れた活動を周知する仕組み（表彰制度等）がない。
・市民活動団体内で、組織目標を共有できない。

課題４　協働事業提案制度の見直しを行う必要がある

・協働事業提案制度（協働市場、協働パイロット事業）の使い勝手が悪い。
・志縁団体（市民活動団体等）と地縁団体、企業等の関わりが浅い。
・市役所職員の市民活動に対する意識が低い。

４　第２次計画の検証

（１）第２次静岡市市民活動促進基本計画における指標の推移

第２次計画における４つの指標の推移は以下のとおりです。

指標１、２、４に関しては、順調に実績を延ばし、第２次計画で策定時に想定していた結果が得られていると考えます。

他方、指標３に関しては、平成 25 年度実績において、第２次計画策定当初の団体数を下回る結果となっています。

この結果は景気変動や市民活動団体の組織力が影響していると考えられるため、第３次計画においては、「市民活動団体の組織力強化」にも重きを置き、市民活動団体の自律性を高めるための取組みを進める必要があります。

指標１：ボランティア数

市民活動を支えるボランティアを増やし、市民活動への市民の参画を進めるための指標。

10,587 人（H22）

⇒12,832 人（H25 実績）【対 H22 比：121％】【対 H26 目標比：98.7％】

⇒13,000 人（H26 目標）

指標２　市民活動センター利用登録団体数

市民活動センターの利用を増やし、市民活動団体の支援と、市民と市の協働の基礎づくりを進めるための指標。

556 団体（H22）

⇒734 団体（H25 実績）【対 H22 比：132％】【対 H26 目標比：97.9％】

⇒750 団体（H26 目標）

指標３　有給・常勤スタッフ１人以上の市民活動団体数

活発に活動できる安定した組織をもった市民活動団体を増やすための指標。

94 団体（H22）

⇒87 団体（H25 実績）【対 H22 比：92.6％】【対 H26 目標比：62.1％】

⇒140 団体（H26 目標）

指標４　単年度ごとの協働事業数

市民活動団体と市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う協働事業を増やすための指標。

152 事業（H21）

⇒165 事業（H25 実績）【対 H21 比：108.6％】【対 H26 目標比：100％】

⇒165 事業（H26 目標）

（２）第３次静岡市市民活動促進基本計画における指標の設定

第３章「施策の柱」において、４本の施策の柱を示しました。

この施策の柱ごとに新たに指標を設定し、第２次計画同様に取組みの進捗状況を把握していきます。

①≪知らせる≫（交流の場づくり）

指標　『ＮＰＯ法人の寄附受入件数』

②≪やってみる≫（市民活動への参画の促進）

指標　『ＮＰＯ法人の会員数』

③≪深める≫（市民活動の自立を支える環境づくり）

指標　『ＮＰＯ法人の認定数』

④≪つながる≫（協働事業の促進）

指標　『市役所各課における協働事業実施件数』

第２章【第３次計画の基本的な考え方】

１　計画の基本理念

静岡市では、「静岡市市民活動の促進に関する条例」第３条において、本市における市民活動の基本理念を定めています。第３次計画では、第２次計画に引き続き、条例に掲げられている４つを計画の基本理念とします。

＜基本理念＞

（１）市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。

（２）市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。

（３）市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。

（４）市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

２　８年後（H34 年度末）の目指す姿

『より多くの市民が参加するまちづくり』

これまで、多くの市民活動団体が、社会的課題に取組み、その努力により課題が解決へ導かれていきました。

しかしながら、特定の方だけが、市民活動に取組むべきものではなく、市民個人・ボランティア団体・ＮＰＯ・自治会（町内会）・学校・病院・福祉施設・企業など様々な立場の参加者による協働が必要であり、そのためには市民活動団体の自律は基より、市民の市民活動に対する意識の醸成と参加促進が必要不可欠となっています。

本市においては『より多くの市民が参加できるまちづくり』を掲げ、様々な形での「協働」を推進することで、市民が自ら進んで、地域の課題を解決できる体制を整えられます。

これにより、多様な主体が、お互いに信頼関係を保ち、共に手を取り合う良好な関係が築かれ、本市の市民活動は新たなステージへとステップアップするとと

もに、市民一人一人の笑顔があふれるまちづくりが実現できます。

3　施策の柱

社会的背景や市のこれまでの取組状況をふまえ、以下の４本の施策の柱を循環させ取組むことで、第３次計画を推進していきます。

また、この４本の施策の柱の中でも、特に「知らせる」（交流の場づくり）、「深める」（市民活動の自立を支える環境づくり）について重点項目として取組みます。

（１）「知らせる」（交流の場づくり）

（２）「やってみる」（市民活動への参画の促進）

（３）「深める」（市民活動の自立を支える環境づくり）

（４）「つながる」（協働事業の促進）

4　計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 34 年度までの８年間とします。

5　計画の位置づけ

本計画は、「静岡市市民活動の促進に関する条例」第８条に基づき「市民活動の促進の基本となる計画」として策定しています。

また、第３次静岡市総合計画との整合を図ります。

第３次静岡市市民活動促進基本計画　体系図

計画策定にあたって

１　経緯

平成２４年３月に策定した「第２次静岡市市民活動促進基本計画」の計画期間が平成２６年度で終了することに伴い、これまでの取組みの成果や社会情勢の変化などを踏まえ、第３次静岡市市民活動促進基本計画を策定する。

２　計画策定の背景

（１）社会経済情勢等の状況と静岡市の状況

①市民ニーズ、社会的課題の多様化
②少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来
③情報化の進展
④地方分権の進展

（２）市民活動をめぐる国の動向

①平成１０年１２月　「特定非営利活動促進法」施行
・特定非営利活動を行う団体に法人格を付与
・特定非営利活動の認定制度を創設
・公益の増進に寄与することを目的
②平成２４年４月
・ＮＰＯ法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施するための見直し
・制度の使いやすさと信頼性向上のため見直し
・認定制度を見直し
③平成２５年４月より「共助社会づくり懇談会」（内閣府）を開催
・ＮＰＯの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援

３　第２次基本計画における取組状況と課題

基本計画の実施による成果を測定するため、「ボランティア数」、「市民活動センター利用登録団体数」、「有給・常勤スタッフ１人以上の市民活動団体数」、「単年度ごとに協働事業数」といった４の指標を設定し、着実な市民活動の推進を図っている。
今後の主な課題は、

（１）市民活動の交流の場の創出
（２）市民活動に参加しやすい環境整備
（３）市民活動団体の組織力強化
（４）協働事業提案制度の見直し

基本理念

静岡市市民活動の促進に関する条例（第３条）基本理念

市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。

市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。

市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。

市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

８年後の目指す姿

より多くの市民が参加するまちづくり

第３次計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念
静岡市市民活動の促進に関する条例第３条

２　計画の位置づけ
・静岡市市民活動の促進に関する条例
・静岡市第３次総合計画との整合性　など

３　計画期間
平成27年度から平成34年度までの８年間

４　重点事項
・交流の場づくり
・市民活動への参加の促進
・市民活動の自立を支える環境づくり
・市民協働の推進

施策の柱	施策の方向性
知らせる 重点 ≪交流の場づくり≫ １　市民活動センターの機能強化 ２　多彩な参加の場づくり	(1)　市民活動に関する広報の強化 (2)　電子情報掲示板等の構築により市民活動団体の情報ネットワークの構築 (3)　市民活動団体のスクラップ・アンド・ビルド (4)　支援者（寄附者）の増加
やってみる ≪市民活動への参画の促進≫ １　市民活動を広げるための取組 ２　市民活動の楽しさを知ってもらうための取組	(1)　市民活動に参加しやすい環境整備 (2)　多くの市民活動に参加する機会を創出 (3)　市民の市民活動に対する意識を醸成 (4)　市民活動団体のオープンな組織づくりを支援 (5)　次世代の市民活動の創出
深める 重点 ≪市民活動の自立を支える環境づくり≫ １　優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組 ２　市民活動団体の運営を支援する取組	(1)　市民活動団体の組織基盤を固め、持続性を確保し、信頼性を確保 (2)　ファンドレイジングを活用し、マネジメント能力を向上 (3)　組織のミッションを明確化し、構成員の意識を醸成 (4)　顕彰制度の構築により、優れた活動を評価
つながる ≪市民協働の推進≫ １　市民活動をつなげるための取組 ２　相互理解を深める協働事業提案制度の充実	(1)　新しく協働事業を創出 (2)　企業と市民活動団体との関係構築 (3)　市民活動団体と地縁組織との連携強化 (4)　市職員の意識を改革

循環

第３章【施策の柱】

第３次計画の実施において、以下のとおり４本の施策を提案します。

４本の柱それぞれは独立しているものの、様々な段階の市民活動の支援の有効性を高めるため、単に独立性を保つのではなく、施策の循環を通じて課題を解決し、さらなる高みを目指すための取組みを行います。

・市民活動団体やその活動の素晴らしさを市民に「知らせる」。
・興味を持った活動を始めてみたり、参加してみたり、応援することを「やってみる」。
・市民活動団体は、市民の信頼を得て、組織の継続性を確保し、活動を活発化させるため、活動や組織運営を「深める」。
・市として、ＮＰＯ－市の協働事業に留まらず、ＮＰＯ－ＮＰＯ、ＮＰＯ－企業といった様々な形態の協働を推進するとともに市職員の意識改革を行うことで、多彩な市民活動が「つながる」。

１「知らせる」（交流の場づくり）

＜概要＞

市民活動団体同士や、市民活動団体と企業、行政等が相互に連携・交流することにより、市民活動団体が抱える課題解決の糸口が見え、団体の活動の幅を広げることができます。また、これにより企業が社会貢献活動に取組むきっかけが生まれることにもつながります。

そのため、市民活動に関する情報や活動に、興味のある市民が集まる市民活動センターを中心に、多様な団体と市民活動団体がつながる情報を発信し、連携・交流を充実させていきます。

また、新しい交流の場として、インターネットなどのツールを活用する仕組みづくりを進めていきます。

＜取組の方向性＞

（１）市民活動センターの機能強化

すでに市内において、様々な市民活動に取組む団体が活動しています。しかし、その活動内容や団体の存在は意外に知られていません。市民にとって分かりやすい情報発信に取組みます。

また、市民活動に関心のある市民が集まる場としての市民活動センターのさらなる活用を行います。

（２）多彩な参加の場づくり

これまで市民活動センターを中心に行われていた市民活動団体同士の交

流支援に加え、「電子交流掲示板」といったネット上で、
・市民個人が、市民活動を知り、参加や応援ができる。
・市民活動団体が活動を紹介し、会員や寄附を募る。
・企業が社会貢献活動を紹介し、助成金制度の募集を募る。
・市役所各課が事業実施にあたり、協働相手を募集する。
・市民活動センターが講座開催や各種情報を提供する。
といった市民活動に関する『情報広場』を新たに構築し、市民活動の交流の輪を広げていきます。

２「やってみる」（市民活動への参画の促進）

＜概要＞

市民活動の担い手となる市民が増えれば、より多くの社会的課題を解決することで、市民活動に対する理解も進みます。そのためには、市民活動に対して、一人でも多くの市民が参加するための施策が重要です。まずは市民活動に興味・関心を持ってもらうこと、また、それを興味・関心で終わらせず、正しい理解を深め、活動への参加に結び付けていきます。

＜取組の方向性＞

（１）市民活動を広げるための取組

市民個人が社会的課題の解決に向けて行動を起こし、もしくは仲間を募ることが、市民活動の創出のため大切なことです。市民活動の「始め方」を手軽に知ることができるような環境整備を行います。

また、市民活動を紹介するイベント等を通じ、広く市民の皆さまに市民活動の楽しさ、団体の活動をＰＲすることで、参加のきっかけを作っていきます。

（２）市民活動の楽しさを知ってもらうための取組

市民活動の楽しさを知ってもらうことができれば､市民活動への参加の第一歩を踏み出しやすくなります。市民活動に関心のある市民が社会（地域）の課題やまちづくりについて、理解を深め、気軽に話し合いできる環境整備を行います。

３「深める」（市民活動の自立を支える環境づくり）

＜概要＞

市民活動団体が自律した組織運営をし、活動を発展的に継続し拡大をすることで、社会的課題に対する活動の効果を高めることができます。

市民活動団体が持つ運営上の課題を解決し、団体が持つ力を充分に発揮でき

る体制を整えます。

ただし、市民活動団体が、促進の施策に依存し、自律性を損なうことにならないよう心掛けていきます。

＜取組の方向性＞

（１）優れた市民活動団体が市民の信用を得られる取組

市民活動団体が、自らの信用を高め、市民の信頼を獲得していくため、一定の評価基準の中で団体がどの位置付けにあるかを明らかにする仕組みや、市民活動団体の公益性を市民が見分けられるようにする仕組みを整えます。

また、市民活動に関する評価や顕彰する仕組みづくりを調査、研究を進めていきます。

（２）市民活動団体の運営を支援する取組

多くの市民活動団体では、マネジメントや事務処理について、充分なスキルを持った人材が不足しています。団体の経営のための知識の習得、スキルアップ、専門家の持つ専門知識（プロボノ）を活用するための支援を行います。

また、市民活動センターによるファンドレイジングの実施など、中間支援機能を高めていくことと同時に、新たな支援体制を構築するなどして、市民活動団体の運営の支援を行います。

4「つながる」（協働事業の促進）

＜概要＞

市民活動団体も、市も、地域の社会的課題の解決を使命としています。それぞれ単独で取組むよりも、相互に特長を活かし合い協働で事業を行うことによって、よりよい成果をあげていくことが可能になります。

協働事業を行う際には、相互理解が不可欠です。特に市には、市民活動の特長となる、きめ細やかさや先駆性、柔軟性を理解し、活かしていく姿勢が求められています。

一方で、市民活動に携わる市民の皆さまには、市の仕組みを理解していただくとともに、自らの役割を果たす努力をお願いします。

＜取組の方向性＞

（１）市民活動をつなげるための取組

（市民活動団体相互や全体に関わる取組み）

市民活動団体と、市民・企業・行政などの多様な団体との接点を増やし、また、市民活動団体と市が連携、協力する協働につながるきっかけ作りを

することは大切です。

そのため、市民活動団体の活動や成果などを市民に周知していくとともに、協働事業そのものを知ってもらうため、イベント等も開催します。

（２）相互の理解を深める協働事業提案制度の充実　（市の取組み）

協働事業提案制度が積極的に活用されるためには、市民活動団体と市の双方が提案しやすい制度でなければなりません。

市民活動団体と市の双方に活用を促すことはもちろんですが、新しく始めた協働事業が継続実施され、効果が拡大していくよう、制度を定期的に見直します。

第４章【計画の推進】

計画を着実に実施し、市民活動の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

１　計画を推進する体制の整備

（１）市民活動促進会議

「静岡市市民活動促進会議（会長：副市長)」において、本市における市民活動の促進に関する施策について、積極的かつ総合的な視点に立って検討します。関係各局及び各機関の総合調整を図り、施策の着実な実施による計画の総合的な推進を図ります。

（２）市民活動推進員

新たに全課長を推進員として任命し、全庁的な取組みを推進します。

（３）市民活動の促進に関する職員研修の充実

協働パイロット事業の実施等により、優れた協働事業を実施したＮＰＯ法人等を講師に招き、市職員を対象とした「協働」に関する研修会を開催します。

また、ＮＰＯ法人等の市民活動団体向けには、毎年実施している「協働パイロット事業」（協働提案制度）に関する募集説明会に合わせ、優れた協働事業を実施したＮＰＯ法人等を講師に招き、「協働」に関する研修会を開催します。

（４）市民活動促進協議会の機能充実

条例第９条に基づく、市長の付属機関である「静岡市市民活動促進協議会」において、市長の諮問に応じて、計画その他市民活動の促進に関する重要事項を調査審議します。

（５）国・県等関係機関との連携

市民活動を促進するため、国・県等関係機関との連携に努めます。

２　拠点の整備

市民活動を促進するため、「番町市民活動センター」及び「清水市民活動センター」の機能をさらに充実させ、これまでの市民活動団体の「活動支援」といった役割に加え、市民活動団体に対し「ファンドレイジング」（寄附や財務に関する助言等）を行い、市民活動団体の組織力強化に努めていきます。

また、ＩＣＴを利用し、新しい形の市民活動の拠点として、バーチャル（仮想現実）の世界に「電子交流掲示板」を立ち上げ、直接市民活動センターに行かなくてもインターネット上で、誰もが気軽に自由に市民活動に関する情報のやり取りができるようにしていきます。

３　計画の進ちょく状況の点検及び情報公開

計画の進ちょく状況を点検・評価するため、毎年度、「進ちょく状況調査報告書」を作成し公表していきます。

４　計画の見直し

社会経済情勢の変化に対応するため、計画の中間年にあたる平成 30 年度を目途として、計画の見直しを行います。

≪用語説明≫

■　市民活動

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動（ただし、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動などは含みません）のことをいいます。

なお、これらの活動には、個人によるもの、グループや団体など組織によるものなどがあり、市民活動を主たる目的とする市民活動団体だけでなく、企業や地縁団体などによる活動も含みます。

■　市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいいます。→ＮＰＯ／ＮＰＯ法人

■　ＮＰＯ／ＮＰＯ法人

ＮＰＯは、Non Profit Organization（＝民間非営利組織）の略で市民活動団体と同義です。

なお、ＮＰＯの内、特定非営利活動促進法により認証を受け登記した団体がＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）です。→市民活動団体

■　志縁団体

特定の目的のために集まった人で構成される団体を指します。具体的には、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、住民活動団体、ボランティア団体、委員会、愛好会などがこれにあたります。本市では市民活動団体に含んでいます。

■　地縁団体

一定の区域に住んでいる人で構成される団体を指します。自治会や町内会などのことをいいます。環境保護活動や地区まつりなど地区住民以外の市民にも広く開かれた活動に取り組むことも多く、本市では市民活動団体に含んでいます。

■　中間支援団体（組織）

広く市民活動の促進を目的とし、様々な分野の市民活動団体のサポートや団体間のネットワーク促進、市民活動に関わる社会環境についての調査・研究・提言などを行うことを中間支援といい、中間支援を主な目的とする団体のことを中間支援団体といいます。

■ ボランティア

自発的に市民活動に参加する人のことをいいます。一般的に、その特性は「ボランティアの四原則：自発性、社会性、先駆性、無報酬性」として表すことができます。

■ 市民参画

市政に関する施策に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程で、市民が主体的に様々な形でかかわることをいいます。

■ 協働／協働事業

社会的な課題を、社会全体の中で市民一人一人と行政がそれぞれ分担することを「協働」といいます。具体的な個別の課題について、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行うものを「協働事業」といいます。

■ 社会的課題

少子高齢化による人口構造の変化や地方の過疎化､地域間格差の拡大などといった社会と取り巻く大きな問題から､個人や地域が抱える解決しないと近い将来､問題が拡大してしまう問題を指します。

■ ソーシャルビジネス

社会的課題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体のことをいいます。このような事業を創始した実業家などを社会起業家（もしくは企業家）といいます。

■ プロボノ

弁護士、税理士など、各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する専門家自身

■ ファンドレイジング

市民活動団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称を指します。主に民間非営利組織の資金集めについて使われる用語ですが、投資家や民間企業に関連する資金集めに使われる場合もあります。